

## 韓日歴史教科書の「近代韓日関係と条約」の叙述

金 度 亨

### I. はじめに

日韓関係は、1876年の日朝修好条規以後、新しい「近代的」な姿に変わった。華夷体制、朝貢体制と呼ばれる中国中心の東アジア秩序が崩れ始め、西洋の列強が主導する「万国公法」の名の下の国際体制へと改編されていった。万国公法体制では、形式的に全ての国が同等な関係を結んでいたが、実質的には力を背景にした帝国主義的な国際秩序であった。

東アジア地域で近代的な国際関係が形成されていく過程において、東洋の三国(清、日本、朝鮮)が対応していく態度は非常に異なっていた。清は、すでに西洋列強の侵奪に遭い、各種の利権を奪われ、また、周辺の「朝貢国＝属国」も一つまた一つと離れていき、華夷体制の破滅に直面していた。日本は、西洋列強と不平等条約を結び、国際秩序の中に編入されたが、不平等条約の改正を粘り強く進めるとともに、自国が結ばされた不平等条約を隣国である朝鮮に押しつけた。1880年代に入ると、清は、最後に残った「属国」朝鮮を近代的な国際秩序の中の「属国」として侵奪しようと、それまで、「自主」であった朝鮮の内政に干渉を強めた。そして、朝鮮をめぐる清と日本の対立は深刻だった。朝鮮は、清と日本両国の「生命線」だったためである。

これに比べて、朝鮮政府と執権層の大部分は、華夷体制の枠内に安住しようとした。むしろ、清との伝統的な関係を維持しながら、列強の侵奪に対し、一定の「保護」を期待した。しかし、朝鮮政府も次第に国際情勢の変化を認識しながら、1880年代に入り、清との伝統的な関係を完全に清算しないまま、西洋諸国と新たな国際関係を結んでいった。朝鮮をめぐる、前近代的な朝貢体制と近代的な万国公法体制が同時に作用したのである。

日本は中国中心の前近代的な国際秩序を破壊し、新たな「近代的」国際秩序を目指した。これは、対外膨張のための障害となる清の干渉を排除し、朝鮮を思い通りに侵略するためであった。したがって、前近代的な「交隣」関係の日韓関係を新たに確立する必要があった。朝鮮と日本間の通信使の交流は、1811年に中断されており、日韓間に新たな関係ができたのは「日朝修好条規」によってであった。これを契機に、日韓関係は、帝国主義的な国際秩序の下で維持され、結局、1910年の日韓併合に至ることになる。日本の朝鮮侵奪の過程においては、両国間で多くの条約が締結された。日本は、表向きには朝鮮の領土と自主独立を保障するとしながら、侵略を行った。日韓間の条約は、外形上双方が合意した形を呈してはいるが、実際には力の優劣により、非常に強圧的に行われたものがほとんどであった。

このような構造で展開された日韓関係を見る視角は、当時も両国の間で非常に異なるものであった。韓国では、日本の侵略性を糾弾し、大々的な抗日運動が展開された。これに対し、日本は、東洋の平和、韓国(朝鮮)の文明化を唱え、侵略を正当化した。こうした認識の違いは、現在の日韓歴史教科書にもそのまま再現されている。韓国の教科書では、日本の侵略を強調し、日韓条約の強制性と不法性を強調している。日本の教科書では、侵略を美化する論理も見えるが、概ねは「条約を強要」した点を指摘しながらも、日本の侵略性、強圧性を隠蔽し、これを「合法的な形」であると指摘している。また、これらの条約が国際的に承認されたということを強調している。このような違いは、結局、当時の帝国主義の侵奪と植民支配をどのように考えるのかということから来ている。

これまで、日本で教科書の検定がある度に、日韓、日中間で歴史問題をめぐり摩擦が生じていた。最近の2001年、2005年には、これまで出た教科書の中で、最も右翼性向が強い教科書が作られ問題が激化した。積極的に問題を提起した韓国では、これを扱った研究も多い<sup>1</sup>。本稿では、これまでの研究を基にして、両国の教科書に記述された日韓関係と両国間で締結された条約について検討しようと思う。特定の条約を理解するために、表面的に表れた字句の解釈だけにとどまるのではなく、その裏に流れる歴史的な意味を中心に検討したい。この時、最も争点となるのは、日本の「帝国主義的侵略」、すなわち、条約締結にあたり、日本が行った強圧性と不法性をどのような視角から記述しているのかという問題であろう。また、韓国人の主体的な近代化改革運動と日本の侵奪に対する抵抗運動をどのように結びつけて記述しているのかということも重要な問題になるであろう<sup>2</sup>。

本稿で検討の対象としたものは、現在使用中(2005年検定)の日本の中学社会(歴史)教科書のうち、韓国で最も問題とされた扶桑社『新しい歴史教科書』と、採択率の高い東京書籍『新しい社会 歴史』、そして、扶桑社の教科書を作った中心メンバーが2009年に作った自由社『新編 新しい歴史教科書』も合わせて検討する。また、必要な場合には、各教科書の教師用指導書も参照した。一方、韓国の中学『国史』教科書は、国定(教育人的資源部、2002年)のため一種類だけである。本稿では、この四つの教科書を比較、分析しながら、主に韓国の立場から、日本の教科書を分析、批判することに焦点を合わせようと思う<sup>3</sup>。

#### 分析対象教科書目録

国	区分	連番	出版社	著者
日本	中学社会	①	『新しい歴史教科書』(扶桑社、2005年)	藤岡信勝ほか
		②	『新しい社会 歴史』(東京書籍、2005年)	五味文彦ほか
		③	『新編 新しい歴史教科書』(自由社、2009年)	

<sup>1</sup> 学問的なレベルで分析したものでは、鄭在貞(2002)「일본 역사교과서의 문제와 그 전망(日本の歴史教科書の問題とその展望)」『韓国史研究』116; 韓国史研究会・韓日関係史学会編(2008)『일본 역사서의 왜곡과 진실(日本の歴史書の歪曲と真実)』(景仁文化社)など参照。

<sup>2</sup> このような問題意識を整理するのに、次の研究も参照した。金旼奎(2009)「한일 역사교과서에 기술된 ‘조약’ 관련 사항에 대한 분석(1876~1895) (韓日歴史教科書に記述された『条約』関連事項についての分析(1876~1895))」; 金基正(2009)「한일 역사교과서에 기술된 러일전쟁 전후의 국제정세와 일본의 식민지 강제편성 과정:1904~1910년간 한일간 체결되었던 조약을 중심으로(韓日歴史教科書に記述された露日戦争前後の国際情勢と日本の植民地強制編成過程:1904~1910年間に韓日間で締結された条約を中心に)」(未発表原稿)。

<sup>3</sup> 引用部分の下線は強調のため引用者が付したものである。

韓国	中学	『中学校 国史』(教育人的資源部、2002年)
----	----	-------------------------

\*日本の教科書は検定済年を基準とする。

## Ⅱ. 近代日韓関係の始まりと日朝修好条規

### 1. 日朝修好条規の締結とその性格

幕末になって、西洋との通商交流を拒否し「鎖国」政策をとっていた日本は西洋の武力に屈し、不平等条約を結んで「開国」した。明治維新以後、日本は帝国主義列強が支配する新たな国際秩序、いわゆる近代国際秩序に目を開くことになる。日本は西欧文明を受け入れ、近代国家の体制を整えながら、同時に外部へと侵略を始めた。周辺地域(琉球、北海道など)へ勢力を広げて領土を拡張し、次の段階として朝鮮に狙いを定めはじめた。

日本はまず、新たな関係を要求する文書を朝鮮に送った。新しい国家体制を築いたため、この文書に使われた用語がそれまでのものとは異なっていた。日本の国王を高め、朝鮮の国王を低く見る表現があった。朝鮮では、旧例を挙げ、文書の受け取りを拒否した。すると、日本国内では、これを口実に朝鮮を征伐すべしという征韓論がわきおこった。日本国内の政治変動の中で、征韓論を唱えた人々は失脚したが、政権を握った勢力も西欧中心の国際秩序の中で、朝鮮との関係を新たに築くべきだという点では同じであった。とうとう日本は、武力を動員し雲揚号事件(江華島事件)を誘発、これを口実に条約の締結を強く迫った。ついに日朝修好条規(いわゆる江華島条約)が締結され、日韓の間には、新たな「近代的」関係が築かれた。

条約の締結を強要した日本が、特に留意した点は二つである。一つは、朝鮮を清の影響下から切り離すことであった。すなわち、清が支配する東アジア秩序を崩し、旧来の東アジア秩序の中の日朝関係を新たな関係として設定することであった。これにはもちろん、清の干渉を排除し、朝鮮を自由に侵奪するためという実質的な目的があった。ほかのどんな内容よりもこれを重視し、その条約の第1款に『朝鮮は自主の国』であることを明示した。

次に日本は、近代的秩序、すなわち、帝国主義的な国際秩序を条約の中に入れようとした。つまり、不平等条約の締結を迫ったのである。日本がアメリカとの条約締結で押しつけられた内容と、西欧列強が中国を相手に結んだ内容を、朝鮮を相手にそのまま再現したのであった。新たな国際秩序に対し、明確に認識していなかった朝鮮は、門戸開放の条件として、アヘンの輸入、武器の輸入、カトリックの布教などを禁止することだけにこだわった。このようにして、条文の中に治外法権、無関税権、港の一方的な開放などが含まれていった。

条約締結に臨む朝鮮の立場は日本とは異なるものであった。国際関係が変化しているという事実を部分的には知っていたが、朝鮮は、いまだに中国を信じ、伝統的な東アジア秩序に安住しようとしていた。こうしたことから、日本が求めた「自主之邦」という字句が、特に重要なものであるとは考えなかった。それは前近代的な東アジア秩序の中で、朝鮮は内治と外交(交隣)において、すでに「自主」の国であ

ったからである<sup>4</sup>。したがって、日本との修好は、それまで断絶していた交隣を復元するという側面から臨んだものであった。国家と国家の間で結ばれた「条約」という単語を使わずに、「条規」とした点も、これと無関係ではないと考えられる<sup>5</sup>。当時の政府は、西洋＝夷狄は当然排除しなければならないが、日本は西洋とは違うということを強調していた<sup>6</sup>。

もちろん、日本との国交は、日本の一方的な強要によってのみ達成されたものではなかった。すでに朝鮮の内部でも、開港通商の必要性を唱える議論がなされていた。政府の中心勢力の中にも、夷狄の文物からも学ぶものがあるという北学論を継承していた人々が中心となり、変化の兆しが見えていた。それを代表する人物が朴珪壽であった。朴珪壽は、清に使者として赴き、清が西洋と国交を結んだことを理解、国家の富強のためにも西洋と国交を結び、技術を受け入れなければならないという考えを持つようになった。この時、日本との「書契」問題が起きた。朴珪壽は、これを問題にする必要はないと考えた。日本が自らを「皇室」、「勅」などと高めて呼ぶことは、他国である朝鮮には何の関係もないことであると、また、函書、書幅、封套といった問題はたいしたことではないため、気にする必要はないとした。むしろ彼は、三方が海である朝鮮の地理的状況から、日本とは、信義に基づいた交隣関係が必要だとし、もし朝鮮が書契を拒否し、日本との修好を拒否すれば、恨みを抱いた日本が武力により侵略することとなり、そうなれば、朝鮮をうかがっていた西洋も加わり、これに対処する良策がないということも論じた<sup>7</sup>。

このように、日朝修好条規の締結をめぐり、朝鮮と日本の間には多くの違いがあった。こうした違いが、現在の日韓教科書にもそのまま再現されている。主に、①前近代の東アジア秩序と清－朝鮮の関係、これと関連する「自主之邦」の歴史的な性格の問題、②条約の性格と不平等性の問題がそれである。

## 2. 日本の教科書の記述

### ①扶桑社(2005年);③自由社(2009年)

明治政府は、維新直後の1868(明治元)年、新たに朝鮮と国交を結ぶため、使節を派遣した。しかし、朝鮮は日本の用意した国書に不適切な文字が使われているとの理由で、外交関係を結ぶことを拒否した。明治政府は、朝鮮との外交では、はじめからつまづくことになった。(151頁)

国内では1873(明治6)年、日本の開国のすすめを拒絶してきた朝鮮の態度を無礼だとして、士族たちのあいだに、武力を背景に朝鮮に開国をせまる征韓論がわきおこった。廃藩で失業した士族たちは、徴兵令が施行されたので、武士の誇りを傷つけられたとして不満を高めていた。彼らの中には、朝鮮との戦いで自分たちの存在意義を示そうとする者もいた。(略)(152頁)〈注:こののち日本は、1875年、江華島沖に軍艦を派遣し、無断で周辺の沿岸を測量するなどの圧力をかけたので、軍艦が砲撃され交戦する事件がおきた(江華島事件)。こ

<sup>4</sup> 少なくとも当時は「自主」と「独立」は別なものと理解していた。「独立」とは清国から脱するという意味で使用し、当時の人々も日清戦争終了後に「独立」したと考えた。

<sup>5</sup> 金叵奎(2006)「条規?条約?」『歴史批評』75;金叵奎前掲論文(2009)。

<sup>6</sup> 高宗は「與倭續好 匪洋伊和(倭と続けて修好し、西洋とは和してはならない)の八文字こそが緊要であり、斥邪論音の布告や洋貨禁輸論もまた変えることができない議論だ」とした(『日省録』高宗13年1月28日)。しかし、これに対し、斥邪論者らは「倭洋一体」の立場から日本との修交に反対した。

<sup>7</sup> 金度亨(2004)「개항 전후 실학의 변용과 근대개혁론(開港前後の実学の変容と近代改革論)」『東方学志』124参照。

れを理由に、日本は翌76年、日朝修好条規を結び、朝鮮を開国させた。これは朝鮮にとって不平等な条約だった。(153頁)

明治新政府は、政権樹立後、すぐに朝鮮と国交を結ぼうとした。しかし、中国の清朝に朝貢していた朝鮮は、外交関係を結ぶことを拒絶した。朝鮮を開国させた1876(明治9)年の日朝修好条規は、その第1条で、「朝鮮国は自主の国」であるとうたった。これは、清朝の影響から朝鮮を切りはなすねらいがあった。(163頁)

## ②東京書籍(2005年)

**中国と朝鮮** 清とは、1871年、対等な立場での条約(日清修好条規)を結びましたが、中国に朝貢していた朝鮮は、欧米に対して鎖国し、また明治政府との国交もこぼんでいました。政府内には武力で開国をせまる主張(征韓論)が高まり、1873年、いったん使節の派遣が決定されましたが、欧米から帰国した岩倉や大久保は国力の充実が先であるとして派遣を中止させました。その後日本は朝鮮に開国を求める交渉を進め、1875年の江華島事件をきっかけに、翌年、朝鮮を独立国と認めた条約(日朝修好条規)を結び、朝鮮を開国させました。しかし、その内容は不平等条項をおしつけたものでした。

日本が朝鮮、中国と結んだ条約は、近代国際法にもとづく欧米型の外交関係をアジアにもちこんだもので、中国を中心としたアジアの伝統的な国際秩序と対立し、日本と中国は朝鮮に対する主導権をめぐる対立を深めていきました。(148頁)

条約は本来の名称である『日朝修好条規』と表現している。そして、締結に至る過程を、おおむね日本国内の政治状況の中で記述し、「軍事的圧力」、「強要」、「圧迫」、「強硬な態度」などと表記し、日本が朝鮮に対し、条約締結を強要したという点を認めている。ところが、日本国内で征韓論がわきおこり、また、江華島事件(雲揚号事件)が起こったことを書契を拒否した朝鮮側に責任を転嫁し(①③)、征韓論がわきおこった日本国内の事情を無視している。また、条約の締結を強要した日本の侵略的な意図を隠蔽したり、可能な限り弱めて記述している。

江華島条約の性格については、概して当時の日本の表向きの立場をそのまま記述している。例えば、それは第1款に記された「自主之邦」の解釈によく表れている。前近代的な中国中心の東アジアの国際秩序を近代的な形に変えたと強調している(②)。このために日本が朝鮮を清から分離したことを記述し(①③)、日本がこれを第1款に入れた実質的な狙い、つまり朝鮮を侵略するために清の干渉を排除しようとした点を隠している。

一方、大部分の教科書では、この条約が不平等条約であったことを指摘している。しかし、中学校の段階では、どのような内容が不公平であったのかについての説明はほとんどない。ただし、②では、「不公平な条約を日本がおしつけた」ということを明記している。しかしながら、より正確に言えば不平等条約が前近代的な東アジアの国際秩序の崩壊と近代的国際秩序の構築ということと構造的に結びついていたことを、明確に指摘すべきだろう<sup>8</sup>。「近代的な国際秩序」を強調しながら、その近代の裏側

<sup>8</sup> これに対し、日本が西欧と結んだ不平等条約については説明し、日本が不平等条約から逃れるために、どれほど多くの努力をしたかを教科書のいたるところに記述している。例えば、①扶桑社では「幕末に日本が欧米諸国と結んだ条約は、相手国だけに治外法権を認めたり、日本には関税自主権があたえられなかったりと、いくつかの点で不平等な条約であり、日本人の誇りを傷つけるものだった。欧米諸国との法的な差別を解消する条約改

に潜んでいる帝国主義国家の侵略から目を背けてはならない。

一方、扶桑社の教科書の『教師用指導書』は、不平等な性格を最もよく表している治外法権について、非常に独特な解釈をしている。

**日朝修好条規と朝鮮の開国** 日朝修好条規は、「不平等条約によって朝鮮を開国させた」ということで片づけられることが多い。当時は、ペリーと同じやり方で隣国を開国させたことに、西郷は憤慨していたという。日本は日朝貿易を通じて、15世紀にはすでに朝鮮から、倭館という日本の在外公館の設置を認められていた。江戸時代(当時は現在の釜山にある草梁倭館のみ)には、500人を超える居留民が在留して、一種の片務的治外法権を得ていた事実があり、領事裁判権に関しては、それを日朝修好条規第10款によって確認させたということができる<sup>9</sup>。

すなわち、江華島条約における治外法権は、すでに朝鮮時代の倭館が持っていた権限を新たに確認したものであり、これを根拠に不平等性を語ることはできないとしている。不平等条約をできるだけ縮小しようとする意図と思われる。

### 3. 韓国の教科書の記述

**辛未洋擾と斥和碑** (略) 一方、明治維新を通じて新しい国家体制を整えた日本も通商修交を要求してきたが、その外交文書に日本の国王が朝鮮の国王を低く見る表現と、従来の外交慣行に反した内容があったため、朝鮮政府はこれを拒否した。(194頁)

**雲揚号事件** このとき日本は、朝鮮に交渉することを積極的に要求してきた。明治維新を通じて新しい国家体制を整えた日本は、朝鮮に対し通商を強要するために雲揚号事件を引き起こした(1875年)。この事件を口実にして、日本は朝鮮に通商条約を結ぶことを強く迫った。これは西洋列強が軍事力を前面に立て、アジアの国家に強要したやり方にならったものであった。(197頁)

**江華島条約** 日本は、江華島に軍艦を送り、脅迫的な行動をとりながら、会談を開くことを求めた。朝鮮政府は、日本の行為を野蛮的で侵略的であると非難し、日本との対話を拒否した。しかし、朝鮮の一部官吏たちは、西洋の科学技術が必要であることを早くから知っていた。したがって、日本と通商をし、西洋の文物を受け入れなければならないと主張した。このような対内外的状况の中で、江華島に両国の代表が集まり、条約を結んだのが江華島条約である(1876年)。

江華島条約は、わが国が外国と結んだ最初の近代的な条約として、多くの重要な意味を持っている。この条約により朝鮮は、釜山、元山、濟物浦の3港を開港し、港の一定地域に日本人が居住することを認めた。

---

正は、明治の日本人の悲願であり、日本外交の最大の課題となった。」としている(156頁)。そして、不平等条約改正のための日本の外交活動を紹介し、1894年、日清戦争の直前の日英通商航海条約の調印により治外法権が撤廃されたこと、日清戦争以後、アメリカも治外法権の撤廃に応じたことも記述している。これについての陸奥宗光の国会演説(1893年)も囲み記事で紹介されている。そして「日露戦争に日本が勝利したあとの1911(明治44)年、日本はアメリカとの関税自主権回復の交渉に成功し、条約改正の悲願は達成された。岩倉使節団の交渉から40年の歳月がたった」(157頁)とし、非常に感性的に記述している。このような態度は、韓国について記述するときにはまったく表れていない。

<sup>9</sup> 扶桑社(2005)『新しい歴史教科書(教師指導書)』239頁。

江華島条約で朝鮮が自主国家であることを明らかにしたが、朝鮮に不利益な規定が含まれていた。日本が朝鮮の海岸を自由に測量することを許し、治外法権を認め、日本人が朝鮮に来ても、日本の法律により保護されることが不平等な内容の代表的な例である<sup>10</sup>。(197-198頁)

まず、韓国の教科書では「日朝修好条規」という本来の名称ではなく、「江華島条約」と記述している。それよりも、江華島条約の締結が日本の武力による強要でなされた点を強調している。日本の武力示威と雲揚号事件を指摘し、日本が「野蛮的で侵略的」だった点を目立たせている。そして、その条約の内容に3港の開港、日本人の居住の容認、日本の朝鮮の海岸の測量、治外法権などが明記され、「不平等な内容」があることを強調している。そして、このような不平等条約は、「西洋列強が軍事力を前面に立て、アジアの国家に強要したやり方にならったもの」であることを指摘している。

また、日本で強調されている「自主之邦」については韓国ではあまり言及されていない。前近代の東アジアの秩序、朝貢体制を解釈する観点が日韓間では異なるためである。そうであっても、むしろ江華島条約を「わが国が外国と結んだ最初の近代的な条約として、多くの重要な意味を持っている」と評価している。しかし、厳密に見れば、当時の朝鮮政府が「旧交の復元」という面から日本と「修好」したのであった。「条規」と、1882年に朝鮮が西洋の国家の中で、はじめてアメリカと結んだ時の表記である「条約」は区別する必要があるだろう。

もう一方で、韓国の教科書では、江華島条約を結んだのは、単に日本が押しつけただけではなく、むしろ朝鮮の内部で開港と通商貿易の必要性が提起されていたためだったことを、より強調している。すなわち、朝鮮の内部で「西洋の科学技術が必要だ」という雰囲気が生まれ、日本と通商し、西洋の文物を受け入れなければならないという主張も出ていたということである。「教師用指導書」では、その例として、朴珪壽を挙げている<sup>11</sup>。あとで述べる開化運動の淵源としても重要に扱われている。

### Ⅲ. 1880年代初頭の朝鮮の近代改革と日本

#### 1. 朝鮮の改革事業をめぐる日本と清の対立

日本との国交樹立以後、朝鮮政府は富国強兵の必要性を認識し、西洋の技術文明を積極的に受容する近代化改革事業(いわゆる洋務事業)を進めた。

このために朝鮮では、まず日本の近代化の成果を調べた<sup>12</sup>。開港後、日本の要請により修信使金綺秀を派遣することで、政府は「古くからの関係を磨き、信義を厚くすること」を目的としながらも、西洋と

<sup>10</sup> 国史編纂委員会国定図書編纂委員会(2002)『中学校国史教師用指導書』。江華島条約の不平等性として、第1款は清の宗主権を否定することにより、清が日本の朝鮮侵略を妨害する可能性を根本的にふさごうという意図であり、第9款の自由貿易、第10款の治外法権などを列挙している。

<sup>11</sup> 国史編纂委員会国定図書編纂委員会(2002)『中学校国史教師用指導書』。

<sup>12</sup> 河宇鳳(2000)「개항기 수신사의 일본인식(開港期修信使の日本認識)」『근대교류사와 상호인식 I (近代交流史と日本認識 I)』(垂研出版部)参照。

の国交を始めてからの日本の変化と、それについての新しい情報を集めようとした。1880年に二人目の修信使金弘集を派遣、日本との関税問題、米穀輸出禁止措置といった問題を処理させながら、日本の近代化事業、アメリカとの条約締結拒否、ロシアの侵略の可能性も調べさせた。このとき金弘集は、明治維新以後の日本がとった富国強兵政策を肯定的に評価した。また、清国公使館の黄遵憲と会い、国際的な力をつけること、富国強兵と自強の必要性を切実に感じた。朝鮮政府は金弘集が持ち帰った『朝鮮策略』が、富国強兵と自強を目指す政府の近代化事業に必要だと判断し、刊行して全国に配布した。修信使の派遣と同時に、朝鮮政府は兵器の製造、軍事訓練などを学ぶために、清への青年学徒の派遣も行った(1880年4月)。また、近代化事業を進めるための組織として、統理機務衙門を設置した(1880年12月)。

政府の近代化改革事業の論理は、19世紀以来執権層が堅持していた東道西器論であった<sup>13</sup>。儒教的な倫理と道徳を根本とし、西洋の技術文明を受け入れようとするものであった。壬午軍乱の直後、高宗は教旨で、「西洋の宗教は排斥しなければならないが、西洋の侵略を防ぐためには、農桑、医薬、甲兵などの技術(軍事訓練)は、利用厚生的一面から受け入れなければならない」と明言した。もちろん、朝鮮の近代化のプランは清の洋務運動にならったものであったが、「西器」の受容を清ばかりに頼らず、日本からの受け入れにも力を入れた<sup>14</sup>。

別技軍という新式の軍隊を作り、日本の教官を雇って訓練をさせることは、朝鮮政府の近代化政策の一環であった。しかし、政府の政策は壬午軍乱により壁にぶつかった。軍乱の直接的な原因は、旧式の軍人への不当な扱いであったが、ソウルの多くの都市民が加わったのは、日本との通商以降に生じた米穀価格の騰貴と、貧民層の生活難による日本への反感も関係していた。旧式の軍卒と民衆は、日本人の教官を殺し、日本公使館を焼き討ちにした。

壬午軍乱をきっかけに、清と日本は朝鮮をめぐる対立した。軍乱を收拾するために政府は清軍の派兵を要請し、清は宗主国として属邦を保護するという口実に軍隊を送った。軍乱の黒幕と目された大院君は清によって連行され、清は朝鮮の内政に対する干渉を強めた。日本も壬午軍乱を機に、朝鮮に対する支配権を強めようとした。日本の公使が軍隊を従えて朝鮮に入り、朝鮮政府と事後処理問題について交渉した。清の軍隊の派遣により、日本は軍事行動を起こせなかったが、日本は朝鮮と濟物浦条約を結んだ。軍乱の首謀者を処罰し、日本人の被害者遺族には慰問金、日本政府には損害賠償金50万円を支払わせ、日本公使館に警備兵が駐屯できるようになった。

壬午軍乱以後、朝鮮の支配層内部から政府の近代改革案を批判し、新たな改革論を唱える人々が現れた。金玉均、朴泳孝らの開化派であった。金玉均、朴泳孝らは、朝鮮と日本を行き来しながら、明治維新以後の近代化の成果を高く評価した。また、福沢諭吉ら文明開化論者や日本に来ていた西洋の宣教師と接触し、西欧化や文明化についての構想を練っていった。例えば、朴泳孝は朴珪壽の門下として「新思想」を学んだが、一方では、「私の一生を支配する基本観念は、まさにこのとき(1882年、

<sup>13</sup> 盧大煥(1999)「19世紀東道西器論形成過程研究」(서울대학교大学院博士論文)。一般的に東道西器論は1880年代の初めに提唱されたものであると理解されている(韓祐勳(1968)「개항 당시의 위기의식과 개화사상 (開港当時の危機意識と開化思想)」『韓国史研究』2(『한국개항기의 상업 연구(韓国開港期の商業研究)』1970);李光麟(1974)「開化思想研究」『韓国開化史研究』改訂版)。

<sup>14</sup> 延甲洙(1993)「개항기 권력집단의 정세인식과 정책(開港期の権力集團の情勢認識と政策)」『1894年農民戰爭研究』3、112頁。



日本に修信使として派遣されたとき(引用者)に受けた衝動から生じたもの」<sup>15</sup>と述べたように、日本の文明開化論を全幅的に受け入れていたのである。こうして、金玉均、朴泳孝らは、清との事大関係を清算し、「独立」を達成しようとした。また、儒教の絶対性を否定し、西洋の制度を積極的に受け入れ、西洋化を目指した。これにより、彼らが行っていた朝鮮政府の東道西器論、つまり洋務開化論と袂を分かち、甲申政変を起こすことになる(1884年)。

甲申政変を主導した開化派は、民衆の支持を得ることができなかった。結局、彼らは日本の軍隊を信じ政変を起こした。日本は朝鮮への干渉を強めるよい機会ととらえて、開化派を支援した。しかしながら、開化派の政権は清軍の反撃によりわずか三日で倒れ、そのほとんどは、日本公使とともに日本に亡命した。政変後、清の干渉はさらに強まり、一方で日本は勢力挽回に努めた。日本は、朝鮮政府と漢城条約を結び、被害を受けた日本人への慰恤金の支給、公使館の建築費などを賠償させた。また、清の朝鮮に対する支配権を弱めるために、朝鮮から日清両軍の同時撤兵と、将来派兵する場合には、互いに事前通告をするという天津条約を結んだ(1885年)。日本はこのとき、清との戦争を着々と準備していた。

この時期のことを記述した日韓の教科書の立場もちろん異なる。韓国の近代改革運動の主体的活動をどの程度まで評価するのか、そして、日本はこの改革運動において、どのような立場をとり、また、どのような影響を及ぼそうとしたのかという問題である。もちろん、その違いの核心は、日本の侵略性をどのように認識し、記述するのかということにかかっている。

## 2. 日本の教科書の記述

### ①扶桑社(2005年);③自由社(2009年)

清朝以上におそろしい大国は、不凍港を求めて東アジアに目を向けはじめたロシアだった。ロシアは1891年にシベリア鉄道の建設に着手し、その脅威はひたひたとせまってきた。朝鮮半島が、東方に領土を拡大しつつあるロシアの支配下に入れば、日本を攻撃する格好の基地となり、島国の日本は、自国の防衛が困難になると考えられた。そこで日本は、朝鮮の開国後、近代化を始めた朝鮮に対して軍制改革を援助した。朝鮮からも視察団がやって来て、明治維新の成果を学ぼうとした。朝鮮が他国におかされない国になることは、日本の安全保障にとっても重要だった。(163頁)

**朝鮮をめぐる日清の抗争** 日本は、朝鮮の開国後、その近代化を助けるべく軍隊の制度の改革を援助した。ところが、1882(明治15)年、改革に取り残され、冷遇されたことに不満をもった一部の朝鮮軍人の暴動が発生した(壬午事変)。清はこれに乗じ、数千の軍隊を派遣してただちに暴動を鎮圧し、日本の影響力を弱めた。1884年には、日本の明治維新にならって近代化を進めようとした金玉均らのクーデターがおこったが、このときも清の軍隊は、これを弾圧した(甲申事変)。(164頁)

### ②東京書籍(2005年)

**朝鮮半島の情勢** こうしたなか、朝鮮では、日朝修好条規を結んだ日本と、朝鮮の支配権を主張する清と

<sup>15</sup> 朴泳孝(1926)「甲申政変」『新民』14、40頁。

が、勢力争いをくり広げていました。朝鮮国内では、明治維新にならって近代化をはかろうとする親日派と、清との関係を維持して欧米に対抗していこうとする親中派とが、激しく対立しました。(154-155頁)

朝鮮の近代化改革事業が、清と日本の対立の中で進められたことは周知の事実である。日本の教科書では、このような事情をもちろん日本の立場から記述している。

まず、日本の教科書では、徹底して日本が朝鮮の改革事業を支援したと記述している。日本が朝鮮の近代化を支援したのは、朝鮮に対する日本の影響力を強めるためであった。しかし、ほとんどの教科書では、このような点を明確に表現していない。①③では、その理由を「日本の安全保障」、特に、ロシアの脅威からの安全を一層強調している。すなわち、朝鮮半島がロシアの支配下に入れば、朝鮮が日本を攻撃する基地になるため、「朝鮮が他国に侵略されない国になることが、日本の安全保障にとって重要」だという点を挙げている。このような側面から朝鮮の近代化を助けなければならないとし、その一環として軍隊の改革(別技軍)を「援助」したとしている。これは朝鮮の近代化を助け、朝鮮に対する日本の影響力を強化し、結局は朝鮮を手中に収めなければならないという論理であった。したがって、近代化を進めた朝鮮の自発的な努力については触れる必要がなかったのであろう。

甲申政変に関連した記述では、「親清事大党」と「親日独立党」の対立だけを記述している。甲申政変が朝鮮で起こったブルジョア改革の一つであったことには言及していない。したがって、これについての韓国の学界の研究成果はほとんど反映されていない。韓国では、国内の改革勢力の主導的役割を強調、これらの改革構想に関して、主導した開化派(急進開化派、変法開化派)と東道西器的な政治勢力(閔氏政権、金允植ら、つまり洋務開化派、時務開化派、または穏健開化派)に分けている。ところが、日本の教科書では、清と日本の関係の中でだけで親中派、親日派、または「独立党」と「事大党」に分けている。こうした用語は、甲申政変を近代改革運動という側面よりは、政権の争奪戦と見る危険性がある。

同じように、甲申政変については、日本の軍事的支援を得ながら、明治維新の影響で起きたものであることを強調している。朝鮮に対する日本の勢力拡大という面よりは、朝鮮の近代化運動が日本の影響下で行われたことを際立たせるためのものであると考えられる。

### 3. 韓国の教科書の記述

**視察団と留学生の派遣** 江華島条約締結後、朝鮮政府は開化政策を推進した。(修信使などの派遣)政府は、開化政策を担当する機関として統理機務衙門を設置し、別技軍という新式の軍隊を組織して、日本から入ってきた新しい武器で訓練した。(199頁)

**開化と斥邪の対立** 日本と江華島条約を締結した後、より積極的に開化政策を進め、国を発展させようと主張する人たちがいたが、彼らを開化派といった。(略)旧式の軍人たちは普段憎んでいた政府の高官たちを殺し、日本公使館を攻撃し、別技軍の日本人の軍事教官を殺害した。これを壬午軍乱という(1882年)。/(略)そのうえ、朝鮮政府は日本の強い圧力で済物浦条約を結び、壬午軍乱での日本の被害に対し、賠償金を支払い、さらに、日本公使館の警備を口実に日本軍がソウルに駐屯することを許した。(199-200頁)

**甲申政変** 朝鮮は、壬午軍乱後、清の内政干渉を受けるようになり、再び実権を握った閔氏勢力は開化政

策に消極的で、近代的な改革はうまく進まなかった。こうした状況は、日本の明治維新にならい、近代国家を作ろうとする開化派勢力には不満であった。そこで金玉均、朴泳孝、徐光範、洪英植らの開化派の人々が郵政局の開局祝賀会を利用し、政変を起こした。これを甲申政変という(1884年)。/ (略)開化党は、政治、経済、社会などの多くの分野を改革し、近代国家を樹立しようとしていたのである。(略) / 甲申政変が失敗した理由は、開化思想が国民の間に広まらず、民衆の支持を得られなかったことと、改革が日本の力を借りた政変の形で進められたことにより、国民の反発を買ったためである。それだけでなく、日本軍よりも数的に優勢な清軍が介入したことも失敗の理由の一つであった。(201頁)

**甲申政変の結果** (略)しかし、日本は公使館が焼け、公使館の職員が犠牲になったことに對し、逆に謝罪と賠償を要求し武力示威を行った。これに對し、政府は漢城条約を結び、謝罪とともに賠償金を支払った。/ 甲申政変の失敗により、清に比べ政治的に不利になった日本は、清と交渉して天津条約を結び、朝鮮から清日両国の軍隊を撤収し、将来軍隊を送る場合には、相互通告することを約束した。甲申政変以降も、朝鮮に対する清の内政干渉は依然として激しいものであった。(202頁)

韓国の教科書では、開港以後、政府が進めた近代改革過程を比較的詳細に記述している。日本や清に視察団、留学生を派遣した点、新式の軍隊(別技軍)の設置、統理機務衙門を記述し、朝鮮政府自らが近代化改革を進めていた点を強調している。

壬午軍乱について「開化と斥邪の対立」という側面からアプローチしている。軍乱以後、日本と結んだ済物浦条約についても詳細に言及している。

甲申政変に対する評価でも、日本の教科書とは非常に異なる。日本に頼った「親日」勢力の「政変」ととらえた日本の教科書にくらべ、『国史』では、近代国民国家の建設を目指した近代改革運動として記述している。もちろん、「日本にならい」、日本の軍事的支援に頼ったが、むしろ開化思想が内的に成長したことを強調し、その淵源として北学思想を挙げている。そして、甲申事変の失敗と限界として、民衆の支持が得られず、日本の軍事的支援に依存したことを指摘している。

## IV. 日清戦争前後の日韓関係

### 1. 日清戦争前後の国際関係と日本

日清戦争は東アジアの歴史において、時代の転機を作った非常に重要な事件であった。日清戦争に勝利した日本は、帝国主義列強の仲間入りをし、朝鮮を独占的に支配することができた。清は戦争に敗けたことにより、唯一「属国化」していた朝鮮の「独立」を認めた。そして、洋務運動の実効性に疑問が呈される中で、変法運動が提唱された。もう一方では、革命運動の気運が高まり、次第に清朝は滅亡へと進んでいった。

甲申政変以後10年間、清と日本は、両国の「生命線」であった朝鮮をめぐる政治的、経済的に対立した。開港以降継続して朝鮮の貿易を掌握していた日本の地位も、清の商人の成長で弱まっていった。

日清戦争直前の朝鮮における両国の貿易額もほとんど同水準であった。

この10年の間、日本は清との武力対決に備えていた。1880年代初頭、日本は朝鮮の「近代化」を助けるという名分で政治勢力を扶植したが、甲申政変の失敗でその企ては壁にぶつかった。すると、「西洋と同じような立場からアジアの国家を相手にしなければならない」という福沢諭吉の脱亜論が日本国内で台頭し、山県有朋の「主権線、利益線」が外交政策の指針となった<sup>16</sup>。

東学農民戦争(1894年)が起きると、朝鮮政府は清に派兵を要請した。清は軍隊を派遣し、天津条約に基づいてその事実を日本に通告した(陰暦1894年5月1日)。ついに日本は、朝鮮に軍隊を送り、清と戦争をする機会をつかむこととなった。出兵の機会をうかがい秘密裏に準備していた日本も即刻出兵し、清軍が到着した同じ日に朝鮮に上陸した。日本は、清が通告した内容の中にあった「属邦を保護する旧例」ということばに異議を唱え、開戦の口実とし、これに抗議した。

その間に政府と農民の間で全州和約が結ばれた。朝鮮政府は日清両軍に撤兵を要請した。しかし、日本政府は何の成果もなしに撤兵することはできないと考えた。日本は戦争を起こす機会をうかがっていた。そして日本はまず、清に朝鮮の内政を共同で改革しようと提案した。これは朝鮮に対する宗主権を主張する清としては、受け入れがたい提案であった。日本もこうした反応を待っていた。清がこの提案を拒否すると、日本は単独で内政改革を進めた。

ついに6月21日(陰暦、陽暦では7月23日)、日本は夜明けとともに軍隊を動員し、景福宮を占領し、大院君を表に立てた新政権を樹立した。つづいて、親日的な甲午改革政権は、清と締結した全ての条約を破棄すると宣言した(7月25日)。そして、日本軍は同じ日に忠清道の豊島沖で清の軍艦を撃沈した。宣戦布告の前に行われた奇襲攻撃で、ついに日清戦争が始まった。日本は朝鮮を戦争に引き入れるため、日朝暫定合同條款(8月20日)、日朝両国盟約(8月26日)を押しつけ、朝鮮での経済利権を握り、同時に日清戦争への朝鮮政府の全面的な協力を強要した。そして、親日的な政権をうち立て、改革事業(甲午改革)に干渉、日本人の顧問を通して朝鮮の保護国化を企てた<sup>17</sup>。

日清戦争は日本の勝利に終わり、日清の間で下関条約が結ばれた(1895年4月17日)。この条約には、朝鮮の「独立」を最初の条項に入れ、清の朝鮮に対する従来の干渉権を否定した。日本は、清の干渉を排除し、朝鮮を支配する基盤を確保したのである。同時に台湾を植民地とし、遼東半島の割譲を受けた。

日本の朝鮮に対する独占的な支配と満州地域への侵略は、この地域を狙っていたロシアをはじめ、他の列強を刺激した。下関条約の締結直後、ロシアはドイツ・フランスとともに、日本に対し、「遼東半島の中国返還」、「朝鮮での独占的な利権反対、利益均等」を要求する「三国干渉」を行った。圧力に押された日本は、遼東半島を清に返還した。以後、日本とロシアの対立が先鋭化した。日本は、再び朝鮮と満州を手に入れるために、ロシアとの武力対決をするための準備を始めた。日本では、この時期を「臥薪嘗胆」ということばで表した。

三国干渉以後、勢力が弱まった日本は、これを挽回するためにロシアに近づいていた朝鮮の王后(明成王后閔氏)を殺害した(乙未事変、1895年10月)。そして、朝鮮の内政改革にさらに強く干渉し、

<sup>16</sup> 崔徳壽『개항과 한일관계(開港と朝日関係)』(高麗大学校出版部)参照。

<sup>17</sup> 日清戦争に関連したものは、朴宗根(朴英宰訳)(1989)『청일전쟁과 조선(清日戦争と朝鮮)』(一潮閣)参照。

いわゆる「乙未改革」が進められた。この時に行われた断髪令により、対日世論はさらに悪化、全国的に保守的な儒生層が率いる義兵が起こった。日本の干渉と甲午改革により実権を失った高宗と親米・親露勢力は、結局俄館播遷を断行して親日的な甲午改革政権を倒した。

この時期を扱う日韓の歴史教科書の記述は、いまだに大きな違いを見せている。日清戦争は、日本が朝鮮の独立、内政改革を名分に起こした侵略戦争であったという点から見るなら、歴史教科書では、甲申政変以後の戦争の準備、朝鮮への出兵過程、宣戦布告前の奇襲攻撃を強調し、朝鮮の独立と内政改革は名分に過ぎなかったという点を明確にすべきだろう。また、清と日本の戦争でありながら、その主戦場となった朝鮮に多くの被害が出たという点も指摘しなければならないであろう。日清戦争以後の朝鮮の「独立」と、日本が主張する近代的な国際秩序の成立という問題も、こうした側面から解釈されるべきだろう。その論理の中に宿っている日本の侵略的な面をどのように記述するのかという点が重要な問題となるであろう。

## 2. 日本の教科書の記述

### ①扶桑社(2005年);③自由社(2009年)

朝貢国が次々と消滅していくことは皇帝の徳の衰退を意味し、中国を中心とする東アジアの秩序が崩壊する危機を示すものだった。そこで清は、最後の有力な朝貢国である朝鮮だけは失うまいとし、日本を敵とみなすようになった。日本が日清・日露の二つの戦争を戦うことになる背景には、このような東アジアの国際関係があった。(163頁)

**朝鮮をめぐる日清の抗争** 朝鮮における清朝との勢力争いに2度敗北した日本は、清との戦争を予想して急速に軍備を拡張し、やがてほぼ対等な軍事力をたくわえるにいたった。(164頁)

**日清戦争と日本の勝因** 1894(明治27)年、朝鮮の南部に甲午農民戦争とよばれる暴動がおこった。農民軍は、外国人と腐敗した役人を追放しようとし、一時は朝鮮半島の一部を制圧するほどであった。わずかな兵力しかもたない朝鮮王朝は、清に鎮圧のための出兵を求めたが、日本も清との申し合わせを口実に軍隊を派遣し、日清両軍が衝突して日清戦争が始まった。戦場は朝鮮のほか、満州(中国東北部)南部などに広がり、日本は陸戦でも海戦でも清を圧倒し、勝利した。日本の勝因としては、新兵器の装備に加え、軍隊の訓練・規律にまさっていたことがあげられるが、その背景には、日本人全体の意識が、国民として一つにまとまっていたことがある<sup>18</sup>。(164-165頁)

**下関条約と三国干渉** 日清両国は下関条約を結び、清は朝鮮の独立を認めるとともに、(略)古代から続いた東アジアの秩序は崩壊した。(165頁)

### ②東京書籍(2005年)

**朝鮮半島的情勢** (略)1884年に起きた政変以後、清の影響力が強くなると、日本は、欧米列強のアジア侵略が強まるなか、朝鮮に進出しなければ日本の前途もあぶないとし、清に対抗するため軍備の増強をはかって

<sup>18</sup> 扶桑社(2005)『新しい歴史教科書教師用指導書』でも、「日清戦争と日本の勝因」で、「明治維新をなしとげて近代的な国民国家をつくり、国民団結して愛国心に燃えていた日本」と記述し、このような意識が中華思想に浸っている清と異なるという点を強調している(258頁)。

いきました。(154-155頁)

**日清戦争** (略)これを機に、清と日本は朝鮮に出兵し、8月に日清戦争が始まりました。戦いは優勢な軍事力をもつ日本の勝利となり、1895(明治28)年4月、下関条約が結ばれました。この条約では清が、(1)朝鮮の独立を認め、(2)遼東半島・台湾・澎湖諸島を日本にゆずりわたし、(3)賠償金2億両(当時の日本円で約3億1000万円)を支払うことなどが決められました。台湾を領有した日本は、台湾総督府を設置して、住民の抵抗を武力で鎮圧し、植民地支配をおし進めました。(156頁)

日本の教科書では、日清戦争が朝鮮半島をめぐる日清の対立から起きたものであると記述しながらも、日本の侵略的な意図を明確に記述していない。当時の日本が掲げた「名分」を歴史的な事実として濾過せずに紹介、もしくは単純な客観的事実だけを列挙している。総じて、1880年代中盤以後10年間にわたる戦争の準備、天津条約に基づく朝鮮出兵、朝鮮の内政改革と独立を戦争の名分として掲げた点、勝利後に結ばれた下関条約に記された「独立」を強調し、それが東アジアの近代秩序を築いたと強調している。その中で特徴的な記述を整理すると次のようになる。

まず、日清戦争に至る過程において、朝鮮をめぐる日清の対立を紹介している。その中で①③では、朝貢国の朝鮮を失いたくないため、清が日本を「敵とみなして」起きたとしている。これに対し、②では、欧米列強のアジア侵略が強まる中で、日本が「前途」、つまり自衛のために、朝鮮に「進出」したとしている<sup>19</sup>。

天津条約締結以後の約10年間、本格的に戦争の準備をする過程については、多くは日本の国内で提唱された福沢諭吉の脱亜論や山県有朋の主権線、利益線について記述している。

日本軍の朝鮮出兵から、日清戦争へ続く過程についての記述の認識水準も多様である。一般的に、天津条約に基づき清軍が出兵の通告をすると、日本軍も朝鮮に出兵したと記述している。しかし、清軍の通告の前にすでに出兵を始めていたという点、そして、条約に基づき必ずしも出兵する必要がないにもかかわらず出兵した意図、つまり、日清戦争を念頭に置いた出兵であるという点についても明確にしなければならないであろう。

日清戦争への過程においても、日本が戦争を起こした点をほとんどが弱めている。朝鮮からの撤兵を拒否し、朝鮮の王宮を占領、内政改革を持ち出してきた意図については説明していない。日本が清に対して行った朝鮮の内政改革を共同で行おうという提案は、つまりこれを拒否する清と戦争をするための名分だったことを記述する必要があるだろう。そして日本は、日清戦争を起こし豊島沖で清の軍艦に対し先制攻撃を行い、数日後に宣戦布告をした。その侵略性がよく表れている点である。

日清戦争における日本の勝利と関連して、一般的には日本の優勢な火力によるとだけ説明されているが、①③では、国民の忠君・愛国精神の広がり指摘している。そして、日本の勝利により締結された下関条約の「朝鮮の独立」の問題を取り上げているが、特に①③では、これを「古代東アジアの秩

<sup>19</sup> 『東京書籍 教師用指導書』では、日本が戦争を起こした名分を比較し紹介している。日本が「東洋平和のために」とした宣戦布告(1894年8月1日)で、「朝鮮は独立国であるのに、清国が自分の属国とだといって内政に干渉し、東洋の平和が脅かされているという点を掲げている。これに対し、清国は「朝鮮が清国の属国であるということは200余年以来のこと」であるが、日本が朝鮮に武力を行使し、韓国民の苦しみを救うために出兵したとした。結局、朝鮮の独立と東洋の平和を名分として掲げたが、実は朝鮮を自らの手中に収めるためであることを指摘している(226頁)。

序の崩壊」であると、再度強調している。しかし、「独立」の問題は、依然として日本が侵略するための名分でしかなかったことを思い起こさなければならないであろう。

日清戦争以後の三国干渉と、これによる日本国民の「臥薪嘗胆」については、全てが重要な事実として記述されている。しかし、実際に日本が三国干渉以後、朝鮮半島での勢力を挽回するために、ロシアに接近していた朝鮮の王妃を殺害したことを記述した教科書はほとんどない。それとともに、日本の侵略に対する朝鮮の義兵についても触れられていない。

### 3. 韓国の教科書の記述

**防穀令** 甲申政変により朝鮮における政治的な影響力を失った日本は、経済的な浸透をさらに強めた。開港以降、日本は朝鮮において、米、大豆などの穀物を大量に買い、イギリス製の綿製品を売った。そうでなくとも凶作であり、日本への穀物の流出は農民の暮らしを苦しいものにした。さらに、壬午軍乱以後は、清の商人たちがやってきて日本の商人たちと競いながら活動を広げていったので、朝鮮の農村経済は破綻するに至った。／日本の経済的な浸透に対抗して、一部の地方では、防穀令を出し、日本の商人たちが穀物を買えないようにした。しかし、日本は防穀令により損害を受けたとし、朝鮮政府に賠償を強要し、政府はこれに屈して、さらに多くの被害を被った。(略)日本の強制的な浸透は、農民の生活をさらに苦しいものにし、農民の間には、日本を排斥する気運が広がった。(防穀令についての資料、1889年9月、咸鏡道觀察使趙秉式の防穀令)(205頁)

**農民戦争** (略)全州和約の後、政府は日本軍の撤収を求めた。しかし、日本はこれを拒否し、逆に王宮を侵犯して、清日戦争を起こした。こうして日本軍の侵略行為が露骨になっていくと、農民軍は日本軍の打倒を掲げ、再び立ち上がった。ソウルに向かって北上していた農民軍は、公州の牛禁峙で官軍と日本軍を相手に激しい戦闘を繰り広げた。しかし、近代的な武器で武装した日本軍に勝つことはできず、多くの犠牲を出し敗れた。(209-210頁)

**近代的改革の実施** 日本軍は、景福宮を包囲し、閔氏勢力を排除した後に、興宣大院君を担ぎだし、改革の先頭に立たせた。ここに金弘集を総理とする新しい内閣が組閣され……(211頁) 日本の朝鮮侵略に有利な内容が含まれていたことも問題であった。(212頁)

**三国干渉** 清日戦争で日本が勝利した後、朝鮮は日本のさらに激しい内政干渉を受けることになった。このときから日本は、朝鮮を支配しようとする野心を露骨に表しはじめた。高宗と明成皇后は、日本の干渉から抜け出す方法を探りはじめた。(略)日本に対し、不満を抱いていた高宗と明成皇后は、ロシアの勢力を利用する政策を進めた。(221頁)

**乙未事変と断髮令** 朝鮮に対する侵略戦争を進めていた日本は、朝鮮のこうした動きにたいへん驚き、明成皇后が日本の朝鮮侵略の妨害になる人物であると考えた。日本公使は、日本軍と日本人のならず者を動員し、王宮に侵入、明成皇后を殺害する蛮行を犯した。これを乙未事変という(1895年)。日本の野蛮な行為は、朝鮮の主権を踏みにじったものとして、国際社会でも日本を非難する世論が高まった。それにもかかわらず、日本政府はこれを知らないと言いがれた。(221-222頁)

**乙未義兵** 日本の明成皇后殺害と内政干渉により、わが民族の反日感情はさらに高まった。(略) 義兵運動は日本の侵略を防ぎ、民族を守ろうとする民族運動の一つの流れとして続いた。(222頁)

日清戦争前後についての韓国の教科書の記述は、日本の侵略に焦点が当てられている。国内では、農民層による改革運動(農民戦争)と甲午改革が進められたが、日本軍打倒を掲げ立ち上がった前者は、「近代的な武器で武装した日本軍」により敗れ、後者は日本の干渉により「日本の朝鮮侵略に有利な内容が含まれていた」と記述されている。

日本の侵略については、まず、開港後の通商貿易を通じた経済侵略を詳しく記述している。米穀の輸出、綿製品の輸入による国内経済、農民経済の破綻を記述し、これに抵抗する側面から防穀令を非常に重要な事件として記述している。そして、日本が日清戦争を起こし、朝鮮政府が要求した朝鮮からの撤兵を拒否、景福宮を占領した事実を指摘している。また、日清戦争以後の内政干渉と「日本軍と日本人のならず者を動員し、王宮に侵入」、明成皇后を殺害した蛮行を強調している。そして、これにより朝鮮民族の反日感情が高まった点も指摘している。

## V. 日本の大韓帝国侵奪と併合

### 1. 日露戦争後の日本の朝鮮侵奪

日清戦争により帝国主義列強の仲間入りをした日本は、朝鮮半島と満州地域をめぐる対立していたロシアとの間でもう一つの戦争を起こした(日露戦争、1904年)。日清戦争以後10年間、日本は、国内では国民世論を戦争へと煽るとともに軍備拡張を進め、国際的にロシアと対立していたイギリスとアメリカの同意と後援を得た。イギリスとアメリカは、日本を表に立て、ロシアを牽制しようとした。イギリスは、ロシアの南下政策を防ぐために、そして、アメリカは、満州の開放政策を達成するためにであった。これによって1898年以降、英・米・日は急速に接近した。米・英と同盟関係を結んだ日本は、1898年4月、ロシアと「西・ローゼン協定」を締結、朝鮮の内政に干渉する場合は相互に協議すること、両国は朝鮮での経済的な浸透を互いに妨害してはならないことを約束した。表面上は一時的に勢力の均衡が保たれたように見えたが、日露両国の対立は日に日に激化していった。

イギリスとアメリカは、ロシアへの牽制と中国侵略のために日本と協力し、日本の朝鮮支配を容認した。イギリスと日本は、1902年に、「日本は韓国において、政治上でも特別な利益を有するとともに、帝国主義の侵略的行動はもちろん、朝鮮民衆の反侵略闘争により、その利益が脅かされるときには、必要不可欠な措置を取る(論文ママ:訳者)」という内容の第一次日英同盟を締結した。そして、日本は、英・米の戦争に対する支援を確認した後、ついに1904年2月、仁川と旅順港でロシア艦隊を奇襲攻撃し、戦争を始めた。

大韓帝国は日露戦争の直前に局外中立を宣言した。しかし、日本はこれを無視した。日本は、戦争の勃発とともに、5万人の軍隊を仁川に上陸させ朝鮮を軍事的に強占した上で、日韓議定書を強制的に締結した。日韓議定書には、「韓国は施政の改善のために、日本の忠告を受け入れる」ということと、「日本が軍事戦略上必要な地点を使用することができる」という内容が含まれていた。日本は、露骨に内政干渉と軍事的な支配をほしいままにした。議定書の後続措置として、その年の8月には、日本人の



財政顧問と外国人の外交顧問を採用させるとした「協約」(いわゆる第一次日韓協約)が締結され、顧問政治が実施された。

日本は、ロシアとの戦争を有利に進めていたが、長期戦を戦うほどの経済力はなかった。戦争の経費をアメリカ、イギリスなどから調達した日本は、その経費をほとんど使いつくし、それ以上調達することも難しかった。そこでまず、アメリカと「桂・タフト密約」を結び、アメリカのフィリピン支配を認める代わりに、韓国に対する支配権を認めさせ(1905年7月)、つづいて、イギリスと第二次日英同盟を結び、イギリスの中国市場の支配を認める代わりに、韓国における政治的な利益を保障された(1905年8月)。そして、アメリカの仲裁によりロシアと講和交渉を進め、ロシアからも日本の韓国支配に対する独占を確認された(ポーツマス講和条約、1905年9月)<sup>20</sup>。

日露戦争を通じ、国際列強から韓国に対する独占的な支配を認められた日本は、伊藤博文を朝鮮に派遣し、韓国の保護国化を達成した。伊藤は日本の軍隊で王宮を包囲し、高宗と大臣たちを威嚇し、強制的に乙巳保護条約(いわゆる第二次日韓協約)を結ばせた(1905年11月)。朝鮮は、日本に外交権を奪われ、内政までも日本の統監の支配を受ける実質的な植民地となった。

乙巳条約に対する大々的な反対運動が展開される中、高宗はこの条約の不当性を知らしめるために、1907年6月のハーグ万国平和会議に3名の代表(李相高、李儁、李瑋鍾)を派遣した。もちろん、これは当時の国際情勢では効果が望めるものではなかった。むしろ、この問題で高宗は強制的に退位させられ、王位を純宗に譲ることとなった。これを好機として日本は朝鮮の内政を完全に掌握した。日本人の次官を置くという丁未七条約(日韓新協約、1907年7月)を強制的に結び、軍隊まで解散させてしまった。こうした侵略に抗戦する朝鮮民衆の義兵抗戦を、日本は軍隊と警察を動員して鎮圧した。そして、日本は、李完用、宋秉峻といった親日派を動員し、ついに「併合」を達成した(1910年8月)<sup>21</sup>。

朝鮮が併合に至る過程の条約は、全て強圧的に結ばされたものであった。したがって、その強圧性の性格と程度がどのようなものであったのかということにより、条約の合法、非合法が議論されている。現在、韓国の学界では、植民地化の過程で結ばれた全ての条約は、強圧的に結ばれた不法条約であり、条約によっては、名称、形式、要件も問題があるため、条約自体の源泉的な無効を主張している<sup>22</sup>。これらの条約の性格と、条約の締結過程、要件で、指摘されている問題点を整理すると、次のようになる。

- ⑦日韓議定書:正式名称は「議定書」で、略式条約の形式を取る。韓国を侵略戦争に動員するために結んだ条約で、実質的に国権の侵奪が始まった条約。
- ④外国人顧問協約:題目もなく、条約の締結の委任事実もない。外交条約の形式をとっていない一種の「覚書」の水準。ところが、日本はこれを「agreement(条約)」と訳し、アメリカ、イギリスに送り、当事国間の問題が第三国にも影響を与えた。名称もなく、日本は後にこれを「第一次日韓協約」とした。

<sup>20</sup> 一般的に、日露戦争で日本が勝利したとされている。もちろん、日本がロシアからサハリンなどの北方領土を割譲され、朝鮮への支配権を獲得したが、戦争賠償金を得ることはできなかった。戦争に勝つために生活難で犠牲になった日本国民は、これに憤激して暴動を起こした(日比谷焼討事件)。

<sup>21</sup> 日露戦争前後と韓国併合に至る過程の国際関係については、崔文衡(2004)『러일 전쟁과 일본의 한국 병합(露日戦争と日本の韓国併合)』(知識産業社)参照。

<sup>22</sup> 李泰鎮ほか(2003)『한국 병합의 불법성 연구(韓国併合の不法性の研究)』(서울대학교出版部)。

- ㊦乙巳保護条約: 題目がなかったが、日本は「convention」と英語に訳し、後に「第二次日韓協約」と名称をつける。条約の締結過程で、日本は軍隊を動員し、会議で韓国の各大臣を脅迫しながら可決させた。皇帝の裁可はなかった。
- ㊧併合条約: 全権委員への委任状、協定文案、批准書が備わっている。しかし、皇帝の署名はない。

条約に記された表面的な内容だけを分析すれば、日本が朝鮮の独立と領土を保全し、皇室を保護し、東洋の平和はもちろん、朝鮮の施政を改善するための条約を結んだことになる。しかし、これは侵略の名分でしかない。このようなことから、韓国の学界では、「植民地化」という用語よりは、軍事的な強圧を強調した「強占」ということばを多用している。こうした点が両国の教科書にもそのまま反映されている<sup>23</sup>。

## 2. 日本の教科書の記述

### 1) 日露戦争についての記述

日露戦争については、もちろん徹底して日本の立場から記述している。三国干渉以後、日露戦争に至る過程を詳細に記述している。日本国内の賛否の世論、対露外交政策の対立も紹介している。また、日本がイギリスとの同盟を通して、対露戦争へと進んでいくことも記述している。日露戦争において日本が戦勝国になれず、戦争の経費も英・米などの援助により調達し、これが国民の生活を苦しめたことなども記述している場合もある。

しかし、日露戦争が日本の朝鮮半島および満州を侵略しようとする欲望のために起きた点を明確に記述しておらず、また、戦争を行いながら、韓国に被害を与えたという点から目を背けている。日露戦争の性格や影響と関連し、最も争点となる問題は、この戦争の結果がアジア各国にどのような影響を及ぼしたのかという点である。すなわち、黄色人種である日本人が白色人種であるロシアに勝利したことにより、白色人種のヨーロッパ各国の植民地支配を受けていたアジア地域の民族運動に大きな影響を与えたが、これをどのような視角から記述するのかという問題である。日本の教科書でも、こうした点は非常に相反する姿を見せている。

### ①扶桑社(2005年);③自由社(2009年)

**世界を変えた日本の勝利** (略)日露戦争は、日本の生き残りをかけた戦争だった。日本はこれに勝利して、自国の安全保障を確立した。近代国家として生まれてまもない有色人種の国日本が、当時、世界最大の陸軍大国だった白人帝国ロシアに勝ったことは、植民地にされていた民族に、独立への希望をあたえた。しかし、他方で、黄色人種が将来、白色人種をおびやかすことを警戒する黄禍論が欧米に広がるきっかけにもなった。

(①167-168、③170頁)<sup>24</sup>

<sup>23</sup> このような点については、金基正前掲論文(2009)参照。

<sup>24</sup> そして、下の囲み記事に「日露戦争と独立への目覚め」という項目を設け、中国の孫文、インドのネルー、イランの詩人シーラーズィー、エジプトの民族運動家ムスタファ・ケマルのことばを紹介している。

## ②東京書籍(2005年)

**日露戦争** (略) ポーツマス条約が結ばれ、ロシアは、(1)韓国における日本の優越権を認め、(略)しかし、戦争による犠牲の大きさに比べて、日本の得た権益が少なかったとして、国民は激しく政府を攻撃し、(略)日露戦争での日本の勝利は、インドや中国などアジアの諸国に刺激をあたえ、日本にならった近代化や民族独立の動きが高まりました。いっぽう、国民には、日本が列強の一員となったという大国意識が生まれ、アジア諸国に対する優越感が強まってきました。(159頁)<sup>25</sup>

①③では、当時の資料を利用し、日露戦争の肯定的な面だけを紹介している。特に、ヨーロッパ(白人種)国家の植民地支配を受けていたアジアの人種(有色人種)に希望を与えたという点を強調している。②では、日露戦争以後、日本人の間でアジアの他の民族に対する優越意識、他国への侵略を当然のように思う大国意識が芽生えた点を指摘している。それだけでも、侵略的な性格を垣間見ることができるところである。

## 2) 日本の大韓帝国国権侵奪に関する記述

### ①扶桑社(2005年);③自由社(2009年)

**韓国併合** 日露戦争後、日本は韓国に韓国統監府を置いて支配を強めていった。欧米列強は、イギリスのインド、アメリカのフィリピン、ロシアの外モンゴルなど、自国の植民地や勢力圏の支配を日本が認めることなど引きかえに、日本が韓国を影響下におさめることに異議をとらえなかった。日本政府は、日本の安全と満州の権益を防衛するために、韓国の併合が必要であると考えた。1910(明治43)年、日本は、武力を背景に韓国内の反対をおさえて、併合を断行した(韓国併合)。韓国の国内には、民族の独立を失うことへのはげしい抵抗がおこり、その後も、独立回復の運動が根強く行われた。(①170、③172頁)<sup>26</sup>

### ②東京書籍(2005年)

**韓国の植民地化** 日露戦争のさなかから、韓国は、日本による植民地化の動きにさらされていきました。1905(明治38)年には外交権がうばわれ、1907年には皇帝が退位させられて、韓国の内政は韓国統監府ににぎられました。このため国内では民族的抵抗運動が広がり、日本によって解散させられた兵士たちは、農民とともに立ち上がりました。これは日本軍によって鎮圧されましたが、日本の支配に対する抵抗は、その後も続けられました。1910年、韓国は日本に併合されました。日本は、朝鮮総督府を設置して、武力を背景とした植民地支配をおし進めました。学校では朝鮮史を教えることを禁じ、日本史や日本語を教えて、日本人に同化させる

<sup>25</sup> この教科書の『教師用指導書』でも、この点を明らかにしている。すなわち、日露戦争を見るアジアの目(ネルー『父が子に語る世界歴史』)を紹介しながら、アジアの一国である日本の勝利により、ナショナリズムが急速に東方の多くの国々に広がったと指摘しながら、「日本のロシアに対する勝利の成果は、少数の侵略的帝国主義諸国のグループに、もう一国をつけ加えたに過ぎなかった。その苦しい結果を最初になめたのは朝鮮だ」とし、日本の帝国主義政策を指摘している(229頁)。

<sup>26</sup> この教科書の『教師用指導書』では、韓国併合の目的は「ロシアの脅威に対して、日本の安全と満州の権益を守るため」のものとはっきりと紹介している。そして、「伊藤暗殺の真相」という題目で、安重根が「伊藤の罪状として列挙した15項目の中には、<中略>など伊藤とは関係のないことがらや荒唐無稽なことも見受けられる」とし、また、安重根が日露戦争を万国で記念すべき功績であるとしながらも、韓国の独立が保全されなかったことに失望し、それが伊藤を殺害した直接的な動機だと述べ、安重根も日露戦争を支持し、彼の義挙は民族的な抵抗というよりも、独立がかなえられなかった失望感を、関係のない伊藤に向けたという論調で書いている(264、267頁)。

教育を行いました。(160頁)

全般的に日露戦争以後、韓国併合に至るまでの過程は、粗略に記述している。しかし、韓国の国権侵奪が日本の武力によって、強圧的に行われたという点を総じて認めながら、日本の朝鮮支配が国際列強の間で認められたという点も強調している。もちろん、こうした強圧にもかかわらず、これらの条約が「不法」だったと明記した教科書はない。

日本の韓国併合は、多くの条約を通して着々と進められた。その中で、植民地化の本格的な開始は、日露戦争の始まりと同時に締結した日韓議定書であった。日韓議定書で日本軍が韓国の土地を占拠できるようにしたためである。日韓議定書は、日露戦争の間隙をぬって、韓国が行った局外中立宣言を無視し、締結したものであった。

条約の名称も整理する必要がある。日本が当時の歴史を整理する上で、任意につけた名称をそのまま使用すること(例えば、第一次、第二次、第三次日韓協約)は、日本の侵略と植民地化の過程がよく表現されていない。本来の条約の名称を使用するか、条約の名称がない場合には、条約の性格を表すもので定義しなおすことが正しいと思われる。

### 3) 韓国の教科書の記述

**乙巳条約** ロシアの勢力が大きくなることで、日本との対立が激化し、このとき世界のいたるところで、ロシアと対立していたイギリスは、英日同盟を結び、日本を支援した。こうした両国の対立は、露日戦争へとつながった(1904年)。／露日戦争で勝利した日本は、わが国に対する侵略を本格的に進めた。そして、わが国の外交権をうばい、ソウルに統監府を設置することを主な内容とする乙巳条約を強要した(1905年)。この条約により、日本はわが国の外交権を奪っただけでなく、統監府を設置し、わが国の内政全般にわたる干渉をはじめた。写真説明:高宗皇帝が最後まで署名を拒否したため、非合法的な条約である。(233頁)

**高宗の強制退位** ハーグに特使を派遣したことを口実に、日本は侵略の妨害となる高宗皇帝を軍隊で脅して強制的に退位させた(1907年)。この知らせが伝わると、国民の抵抗が激しく起こったが、日本は武力でこれを押さえつけながら、韓日新協約(丁未七条約)を強制的に締結した。この条約により、日本人が行政各部の次官に任命され、日本人の統監が大韓帝国の内政を完全に掌握することとなった。(237頁)

**間島問題** (略) 乙巳条約以後、日本は、安東(丹東)と奉天(瀋陽)間の鉄道敷設権を得る対価として、間島が清の領土であると認め、間島協約を清と結んだ(1909年)。これにより、間島地域は、大韓帝国の管轄から離れていった。(239頁)

**独島(竹島)問題** (略) その後も、日本の漁民が、しばしば鬱陵島の近くで不法に漁をしていた。これに対し、政府は鬱陵島に役所をおき、住民の移住を奨励し、独島を管轄した。しかし、日本は、露日戦争中に、一方的に独島を日本の領土に編入してしまった。(注:独島の強奪:1905年2月、日本は、独島に竹島という名前をつけ、いわゆる、島根県告示第40号というもので一方的に日本に編入した。)(240頁)

**国権侵奪** ハーグ特使事件を口実にして、高宗皇帝を強制的に退位させた日帝は、軍隊を解散させた。その後、司法権と警察権も掌握し、軍事、行政、司法、治安など、全ての分野の支配権を掌握していった。／また、日帝は、強力な抗日戦争を繰り返していた義兵の活動のある程度鎮圧すると、韓国を植民地化するための

具体的な作業に入った。そして、一進会の李容九、宋秉畷などの親日派を担ぎだし、国を日本に併合しようという各種の請願書や声名書を発表させた。これは国権の侵奪が、韓国人の要請により行われたものであると偽装する術策であった。／ついに日帝は、軍隊と警察を全国各地に配置し、わが民族の抵抗をあらかじめ遮断し、李完用を中心とした売国内閣と、いわゆる併合条約を結んだ(1910年)。これにより、長い間独自の文化を創造しながら発展してきたわが民族は、国を奪われ、日帝の奴隷状態に陥ることとなった。(255頁)

韓国の教科書では、日本の国権侵奪の過程を詳細に記述しており、また、これに対する国民の反日民族運動も記述している。

日本の植民地侵奪は、日露戦争とともに始まった。こうした点で、日本が大韓帝国の局外中立宣言を無視し、日韓議定書を締結した事実は、非常に重要な事件であった。これは、大韓帝国が自主的に国権を守ることを阻止して行われた「国権の奪取」であった。もちろん、条約文に掲げた「施政改善」、「東洋平和」は、植民地侵奪のための単なる名分であった。したがって、このような点をさらに明らかにし、記述しなければならないであろう。乙巳条約の無効を主張した高宗の活動(ハーグ特使派遣など)を強調し、この条約が「非合法」だったことを指摘し、条約の不法性および無効の問題を扱った国内の研究がある程度反映されている。

日本の教科書と明らかに異なる点は、日露戦争以後の日本の侵奪と領土問題(独島、間島)を関連づけて記述していることである。この問題については、多くの分量を割いている。もちろん、日本の侵略過程において間島を中国に譲り、独島(竹島)を一方的に日本の領土として宣言した点を強調している。

## VI. おわりに

1876年の門戸開放(日朝修好条規)をきっかけに、朝鮮半島を中心とした近代的な国際秩序が築かれ始めた。一方では中国中心の華夷体制が消滅するとともに、万国公法という名の下で帝国主義列強が支配する不平等条約体制が形づくられたのである。1910年の日韓併合に至る過程で結ばれた日韓間の多くの条約も、このような近代的な国際秩序、法秩序の中で構築された。そのため、日韓間で結ばれた条約の大部分は、基本的に物理的な軍事力、強制力により締結されたものであり、こうした点で表面上は合法性を帯びていた。

本稿では、この時期に日韓間で結ばれた多くの条約が、両国の歴史教科書においてどのように記述されているのかについて検討した。近代的な日韓関係の始まりとなった日朝修好条規について、韓国は、日本の侵略性と不平等性を強調しているのに対し、日本では、「朝鮮は自主の国」という条項を重視している。

1880年代初頭の韓国の改革事業について、日本の教科書では、朝鮮の近代化に寄与した日本の役割を強調しているのに対し、韓国では、自主的な近代化運動を強調している。日清戦争以後の日本

の韓国に対する侵略過程については、日本の教科書は、全般的に日本の朝鮮半島に対する侵略性を多少弱めて表現し、日本の朝鮮半島支配は当時の帝国主義列強が認めたくえで行われたことを挙げている。これに対し、韓国の教科書では、日本の侵略性を明らかにし、これに対する韓国民の抵抗と自主的、主体的な近代改革をより強調している。そして、日本による韓国の「亡国」は、日本の強制、強圧により行われ、したがって、併合に至る条約が不法であるという点を背景に記述している。

両国の教科書は全て自国史、自民族史を中心に記述している。これは近代国家の形成と発展の過程で当然のことであると言える。こうした点で、近代国家の形成期の韓国と日本の関係、すなわち、日本が韓国を植民地として侵奪し、支配したという歴史においては、その解釈に多くの違いが生じている。日本では、日本近代史を帝国主義国家、強国に成長していった華やかな歴史として記述している。したがって、帝国主義の立場から朝鮮半島を侵略して、植民地支配し、中国大陸を侵略して、戦争を起こしたことが、多くの人々に被害を与えたという事実については、できるだけ消極的に記述しようとしている。もちろん、部分的に帝国主義の侵奪が韓国の住民の抵抗を抑圧し、強圧的に行われたことを明らかにしてはいるが、韓国の主体的な近代化改革の試みについて関心を示している日本の歴史教科書はほとんどない。

韓国の教科書は、この時期を民族主義的な立場から近代国家樹立のための改革の過程として、そして、日本の侵略に抵抗する歴史として記述している。日本の侵略により、結局、大韓帝国が滅び、日本の植民地になったという点から、韓国民の主体的な改革過程と抗日運動を通して、日本の侵略の性格を糾明している。

結局、日韓間の歴史教科書の記述の相違点は、日本の近代史を帝国主義の侵略と戦争を擁護し正当化する立場から記述するのか、そうではなく、帝国主義の侵略の弊害を指摘し、これを反省する側面から記述するのかということであると言える。したがって、このような違いを克服し、歴史認識の隔たりを狭めるためには、日韓両国の不幸な過去と、これを見る上での相反する歴史認識を反省的に再検討しなければならないであろう。いままでの典型的な姿勢から、平和体制を築く未来志向的な日韓関係のために、共通の歴史認識が必要な時であろう。

## 批評文(木村 幹)

---

本論文は日韓両国の教科書記述について、日朝修好条規、1880年代初頭の朝鮮王朝における近代改革、日清戦争、そして、韓国併合に至る過程、の各々について分析しようとしたものである。本批評文では、主としてその問題点を中心に論じてみようと思う。

本論文の第一の問題点は、それが分析の対象としている教科書の範囲が極めて限定的だということである。本論文が分析の対象とするのは、日本においては、『新しい歴史教科書』(扶桑社、2005年)、『新しい社会 歴史』(東京書籍、2005年)、及び、『新編 新しい歴史教科書』(自由社、2009年)の三冊、そして、韓国においては『中学校 国史』(歴史人的資源部、2002年)の一冊である。それが対象を中学校教科書に限定していることはさておくとしても、依然として国定制を採用している韓国についてはともかく、現行の中学校の歴史教科書だけでも多数の出版社から異なる教科書が発売されている日本において、僅か0.57%と1.1%のシェアしか持たない扶桑社版と自由社版の教科書を、過半数のシェアを占める東京書籍の教科書と恰も同等の存在であるかのように並べて、「日本を代表する教科書」のように分析するのは、サンプリング自体が恣意的である、という批判を受ける可能性があるのではないだろうか。最低限、日本国内におけるそれぞれの教科書の位置づけについて分析し、多くの教科書の中から、これらの教科書を取り上げるに足る合理的な理由を提示するべきであったろう。このような分析のあり方は、日韓両国の教科書に対する客観的な理解に、寧ろ、妨げとなるのではないだろうか。

第二の問題は、本論文が分析の事象として、朝鮮半島に関わる事象のみを対象としていることである。当然のことながら、日本の歴史教科書は、主として日本の歴史を、そして韓国の歴史教科書は韓国の歴史を扱うのであるから、日本の教科書における朝鮮半島に関わる記述が、韓国の教科書より薄くなるのは当然である。その意味で、日本の教科書に韓国の教科書と同じ分析がないことを指摘することには大きな意味があるとは思えない。

第三の、より大きな問題は、本論文における各教科書の記述に対する評価が、今日の韓国の歴史学界における特定の認識を前提に行われているように見えることである。とりわけこの点は、韓国併合に関わる記述の分析において、顕著に現れている。本論文では、韓国併合に至るまでの諸条約について、条約の形式や、日本による強圧、皇帝の署名の有無などを理由に、これらの諸条約が無効であり、それ故、日本による韓国支配は「植民地」支配ではなく、「強占」である、という見解が提示され、また、その見解に基づき、本論文が分析対象とする特定の教科書における韓国併合に関わる記述の分析がなされているように見える。

しかしながら、このような韓国併合に至るまでの諸条約の合法性については、日韓両国間、更には日韓両国内においてすら様々な議論が展開されている。韓国併合が非合法であるという韓国学界の主張は、欧米を中心とする国際法学者の多くが支持するにも依然至っていない。何れにせよ、このような主張をするに当たっては、最低限、異なる側の主張も紹介される必要がある。論争的な問題において一方の立場のみを紹介し、日韓両国の教科書の記述を評価しようとする本論文の姿勢は公平性を欠いているという批判を受ける可能性がある。

第四の問題は、ミクロな事実とマクロな意味づけの混同である。勿論、明治維新以降の日本が、朝

鮮半島を足掛かりとして、次第に大陸へとその勢力を拡大していったことは事実である。しかしながら、そのことは日本が当初から、そのような計画を有していたことを直截意味しない。明治政府が当初から朝鮮半島や大陸に対する侵略への確固たる意図を有していたと見ることは難しいし、自らの海外への勢力拡張により、経済的その他の利益を獲得しようとする遠大で「帝国主義的」な計画を有していたと断定するのも難しい。

その意味で、歴史教科書において日本の朝鮮半島や大陸への勢力拡張が、恰も当初から明確な「帝国主義」的意図を持ってなされていたかのように断定し、また、それらの主張が教科書に反映されていないことを問題視するのは誤りではないだろうか。歴史を教えるに当たっては、過度に単純化することなく、人間が個々の小さな試行錯誤から大きな過ちへと導かれることがあることを理解させることも重要である。本論文にはそのような歴史を理解する上での異なる、そして重要な観点が欠如しているように思われる。本論文はそのような観点を加えることにより、更に意味のあるものになる余地があったかも知れない。

第五の問題は、本論文の分析において、教科書全体の「作品」としての構成に対する配慮が不足しているように思えることである。例えば、本論文においては、日本の教科書が、『近代の国際秩序』を強調しながら、「近代の二面性である帝国主義国家の侵略に目を背けて」いる、という断定的な記述が存在する。しかし、それは果たして事実であろうか。日本の殆どの教科書においては、ペリー来航を説明する前の部分に西洋列強によるアジア・アフリカの植民地化に対する記述が存在し、その結果として押し付けられた西洋列強との間の通商条約の「不平等性」について述べている。当然のことながら、そこでは近代社会が帝国主義と密接に関係していることが強く示唆されている。

だからこそ、日本の教科書が日朝修好条規について、それが「不平等条約」とであると記述する場合、当然のことながらその「不平等性」は、西洋列強と日本との間の不平等条約とのアナロジーで理解されることになる。このような教科書の大きな構成を理解せず、特定の部分において特定の記述が存在しないことのみに着目し、問題視するのは、教科書という一つの「作品」に対する分析としては十分とは言えない。

まとめて言うなら、本論文は、対象のサンプリングのあり方や、分析の基礎となる評価の基準、更には、ある特定のまとまった「作品」に対する分析の基本的なあり方に限界がある。就中、教科書という一つの「作品」の記述を分析するに当たっては、それぞれの「作品」における全体的なストーリーをテキストに沿って明らかにし、それを前提とした上で、個々の記述が分析されなかったことは極めて惜しいと言わざるを得ない。

勿論、そのことは本論文が無意味であることを意味しないし、また、本論文の主張の全てが誤りであることを意味するものでもない。「作品」全体のストーリーの読み取りとそれを前提とした個々の記述の意味づけを精緻に行うことにより、本論文の主張の多くを強化することができたかも知れない。教育現場において、個々の歴史的事実は、前後の歴史的事実や、個々の教科書の提示する大きなストーリーとの関係の中で理解されている。その意味で、本論文が、「作品」としての教科書が提示する、より大きなストーリーに対して分析を行わず、個別の記述のあり方の違いのみに着目したことは、結果として、その主張の蓋然性を自ら限定することになった、ように思われる。



最後に評者の考え方をまとめておくことにしよう。重要なことは、本論文が提示した基本的な日韓両国教科書の記述の差異が、どのような理由から生まれ、また、教育現場にどのような影響を与えているかを明らかにすることである。個々の歴史的事実に対する個別の教科書の記述は、学校教育のあり方を左右する要素の一つにしか過ぎない。小さな語句の違いや記述の相違よりも、より大きな問題は、歴史がどのように教育現場で教えられ、個々の歴史的事実がどのように「理解」されているかに他ならない。そして、そのことを踏まえることにより、日韓両国における歴史教科諸研究は、より高い次元へと発展することになる。そのことを指摘して本批評の筆を置くこととする。

## 批評文へのコメント(金度亨)

---

木村教授は、教科書を記述した日韓歴史学界の歴史認識の違いから、両国の間に歴史紛争、歴史問題が生じたという重要な研究を行い、また、こうした観点から筆者の論文に対し批評を行った。このような問題意識に同意し、具体的な指摘について私の意見を述べようと思う。

第一に、分析した教科書が限定的であるという点である。正しい指摘である。しかし、本研究の分量制限により、すでに分析した高校の日本史、世界史教科書などをやむなく除外した。そして、分析対象として3種類を選んだことは、日韓の間の歴史認識の違いがどこにあるのか、を明らかにすることが重要だと考えたためである。したがって、日韓の間に最も問題になっていた扶桑社と自由社の教科書を分析し、合わせて、これと比較する側面から、採択率が最も高い東京書籍の教科書を対象にした。こうした選択が、当教科書小グループの設置目的に、より適っていると考えたからである。

第二に、朝鮮半島に対する個別の事象のみを取り上げ、また、日本の教科書に韓国の教科書のような分析がないとしたことを不当だと指摘した点である。日韓間の歴史紛争の間隙を狭めるためには、まず、日本の教科書における韓国記述の認識と内容を取り上げなければならないと思う。そのため、少なくとも韓国関連記述には、たとえ分量が微々たるものであったとしても、①正確な事実がわかるように記述し、②歴史を見る未来志向的な視角が備えられるようにしなければならないであろう。「分析がない」という指摘をしているのではなく、記述内容が「異なる」という点を、まず分析し、次の段階として正しく分析しなければならないということを強調したのである。

第三に、教科書記述に対する評価が、今日の韓国学界の「特定の認識」を前提として行われているとし、その例として、韓国併合に至る諸条約を挙げている。もちろん、個人的には、併合に至る過程の条約の有・無効問題を問う学問研究には同意しない。帝国主義の侵略下で起こった侵略行為を、法的な問題として問うことには限界があるからである。しかし、条約の不法性、無効を論じたことは、絶対に韓国学界の一部の見解ではない。最近のいくつかの研究がこれを浮き彫りにしたのは事実であるが、乙巳条約を締結した当時から、すでに条約が不法であったということが公然と論じられ、また、条約締結の最終決裁権者である高宗が、自ら条約締結を否定した(端的にはハグ密使事件)。その後、こうした認識を基に韓国の独立運動が展開された。この点を今も韓国と北朝鮮の学界では同様に指摘している。韓国内で条約が合法的であったと記述した研究や教科書記述があるだろうか。

第四に、明治政府が果たして初めから朝鮮侵略のような「遠大で帝国主義的な計画」を持っていたのか、という点である。もちろん、これに関しては日本学界の内部でも論争があり、研究がなされていることを知っている。日本がそうした意図と計画がなく、侵略が、ただ、直面した状況の中で、偶然に行われた政策の結果であったとするならば、なぜ1894年に朝鮮政府の日清両軍の撤収要請を無視し、日清戦争を起こしたのか。当時、朝鮮の独立が、なぜ日本にとって重要であったのか。また、日露戦争において、なぜ東洋平和という名の下に戦争を行ったのか。木村教授の指摘には、日本の侵略意図を少しでも弱めようという目的があるのではないか。

第五に、教科書分析は全体を「作品」として捉え、これをマクロ的に分析しなければならないという点である。このような指摘には全面的に同意する。私の論文においても、最も気を配った点であり、全般

的に教科書が持っている歴史認識の基盤の上に立って具体的な内容分析を行った。当教科書小グループにおいて決められた主題と原則、すなわち、記述内容の分析に、より重点を置きながら研究を進めたため、木村教授が指摘したマクロ的な側面がよく現れていなかったという可能性もある。しかし、その具体的な記述内容の分析においても、教科書が持っている歴史認識をマクロ的に引き出そうと努めた。

最後に、木村教授が自らの意見を整理しながら、歴史の具体的な事実を教えることよりも、歴史が教育現場において、どのように「理解」されなければならないのか、という点が、より重要であるという指摘に全面的に同意する。今日、日韓の間で生じた歴史紛争も、結局、「理解」が異なるために起きたと言えよう。木村教授の研究だけを見ても、依然として日韓の間の歴史紛争を見る観点が非常に異なるということが確認できる。日韓両国の未来のために、歴史を見直す新たな努力がもう少し必要であると考ええる。